二　当該対象有価証券の発行者、当該対象有価証券に係る権利を有する者から出資又は拠出を受けた資産（以下この号及び第四号において「ファンド資産」という。）の運用に係る重要な業務を行う者、ファンド資産の保管に係る重要な業務を行う者並びにファンド資産の運用及び保管に係る業務以外の前号に掲げる事項（同号に規定する価額の算出方法又は当該価額を報告する方法に関する事項に限る。）に係る重要な業務を行う者（次号において「ファンド関係者」という。）の商号又は名称、住所又は所在地及びそれらの者の役割分担に関する事項

三　当該金融機関とファンド関係者との間の資本関係及び人的関係

四　ファンド資産に係る外部監査の有無及び当該外部監査を受ける場合にあつては、当該外部監査を行う者の氏名又は名称

第二十二条に次の二項を加える。

9　信託業務を営む金融機関は、金融商品取引業等に関する内閣府令第百三十条第一項第十五号に規定する場合において、同号の金融商品取引業者が対象有価証券（同条第三項に規定する対象有価証券をいう。以下この項において同じ。）の取得又は買付けの申込みをするために講じた同号イからハまでに規定する措置により、当該対象有価証券の価額若しくは同条第六項に規定する監査報告書等を入手した場合又は当該金融商品取引業者から、当該金融商品取引業者が同条第一項第十五号の権利者に交付した金融商品取引法第四十二条の七第一項の運用報告書に記載された当該対象有価証券に係る同令第百三十四条第一項第二号ロに掲げる事項（以下この項において「記載事項」という。）の通知を受けた場合において、当該価額、当該監査報告書等及び当該記載事項を照合すること並びにその結果を当該権利者に対して通知することを確保するための十分な体制を整備しなければならない。

10　信託業務を営む金融機関は、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第百三十条の二第一項に規定する信託契約（以下この項及び次条第二項ただし書において「年金信託契約」という。）を締結し、当該年金信託契約に基づき、同法第百三十条の二第二項に規定する年金給付等積立金の運用（以下この項及び次条第二項第八号において「積立金の運用」という。）を行う場合において、当該年金信託契約の相手方である厚生年金基金から同法第百三十六条の四第三項の規定により同項に規定する事項を示されたときに、当該厚生年金基金に対して、その示されたところに従つて当該積立金の運用を行うことによる利益の見込み及び損失の可能性について、当該厚生年金基金の知識、経験、財産の状況及び年金信託契約を締結する目的に照らして適切に説明を行うための十分な体制を整備しなければならない。

第二十三条第二項に次のただし書を加える。

ただし、第六号から第八号までに掲げる行為については、年金信託契約である場合に限る。

第二十三条第二項に次の三号を加える。

六　厚生年金基金が厚生年金基金令（昭和四十一年政令第三百二十四号）第三十九条の十五第一項の規定に違反するおそれがあることを知つた場合において、当該厚生年金基金に対し、その旨を通知しないこと。

七　厚生年金基金から、厚生年金基金令第三十条第一項第一号の規定に違反し、信託財産の運用として特定の金融商品（金融商品取引法第二条第二十四項に規定する金融商品をいう。）を取得させることその他の運用方法の特定があつた場合において、これに応じること。

八　積立金の運用に関して、厚生年金基金に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤解させるおそれのあることを告げること。

第二十三条第五項及び第九号中「補てん」を「補塡」に改め、同項第十号中「すべて」を「全て」に改める。

第三十一条の四中「（金融商品取引法第二条第三十一項に規定する特定投資家をいう。以下同じ。）」を削る。

第三十一条の十四第三号中「すべて」を「全て」に改め、同号ニ⑴を次のように改める。

⑴　契約締結前交付書面

第三十一条の二十二第一項に次のただし書を加える。

ただし、第一号の二及び第七号並びに第三項に掲げる事項については、委託者又は委託者から指図の権限の委託を受けた者（委託者又は委託者から指図の権限の委託を受けた者が信託業法施行令第二条第一項各号に掲げる者である場合に限る。）のみの指図により信託財産の管理又は処分が行われる信託に係るものである場合は、この限りでない。

第三十一条の二十二第一項第一号の次に次の一号を加える。

一の二　信託の目的の概要

第三十一条の二十二第一項に次の一号を加える。

七　当該金融機関の信託業務に関する外部監査の有無並びに当該外部監査を受けている場合にあつては、当該外部監査を行つた者の氏名又は名称並びに当該外部監査の対象及び結果の概要

第三十一条の二十二に次の一項を加える。

3　信託業務を営む金融機関が特定信託契約の締結後に当該特定信託契約に基づき特定の銘柄の対象有価証券を信託財産とする方針である場合における法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、第一項各号に掲げる事項のほか、第十九条第七項各号に掲げる事項とする。

第三十一条の二十三第一号中「（平成十九年内閣府令第五十二号）」を削る。

（保険業法施行規則の一部改正）

第三条　保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

第四十八条の三第一項第一号イ中「第五十三条の二第二項」を「第五十三条の二の二第二項」に改める。

第五十二条第一号中「第五十三条の二第一項第一号において同じ。」を削る。

第五十三条第一項第七号を次のように改める。

七　第七十四条第一号及び第三号に掲げる保険契約に関し、生命保険募集人又は損害保険募集人が、次のイ又はロに掲げる保険契約の区分に応じ、当該イ又はロに定める対象期間ごとに、遅滞なく、当該保険契約に係る資産の運用状況を記載した書面（以下「運用報告書」という。）を作成し、保険契約者に交付するための措置

イ　第七十四条第一号に掲げる保険契約　一年（第八十三条第一号イ及びハに掲げる保険契約に該当する場合にあつては、三月）を超えない期間

ロ　第七十四条第三号に掲げる保険契約　一年

第五十三条第一項に次の一号を加える。

十一　第八十三条第一号イに掲げる保険契約の引受けに関し、次に掲げる措置（当該保険契約の保険契約者から法第百十八条第一項に規定する運用実績連動型保険契約に該当する保険契約を引き受けている場合に限る。）

イ　厚生年金基金が、厚生年金基金令（昭和四十一年政令第三百二十四号）第三十九条の十五第一項（年金給付等積立金の運用）の規定に違反するおそれがあることを知った場合において、当該厚生年金基金に対し、その旨を通知することを確保するための措置